

子 発 0329 第 9 号
社 援 発 0329 第 32 号
老 発 0329 第 10 号
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
社会・援護局長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の
一部改正について

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5（4）において別に定める様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「改正前通知」という。）の別紙により定めているところですが、今般、これを下記のとおり改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等をご了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

- ・ 改正前通知（別紙 2 を除く。）を別添のとおり改める。

【新旧対照表】社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について（平成 29 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 6 号・社援発 0329 第 48 号・老発 0329 第 30 号）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発 0329 第 6 号 社援発 0329 第 48 号 老 発 0329 第 30 号 平成 29 年 3 月 29 日 <u>（最終改正：平成 31 年 3 月 29 日）</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: right;">社会・援護局長 老 健 局 長</p> <p style="text-align: right;">（公印省略）</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について</p> <p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 28 年 11 月 11 日付け雇児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5 その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0329 第 6 号 社援発 0329 第 48 号 老 発 0329 第 30 号 平成 29 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: right;">社会・援護局長 老 健 局 長</p> <p style="text-align: right;">（公印省略）</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について</p> <p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 28 年 11 月 11 日付け雇児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5 その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中</p>

略)のうち社会福祉法施行規則(中略)第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項(以下「現況報告書」という。)及び「同条第14号に掲げる事項(以下「社会福祉充実残額算定シート」という。)について、別紙1及び別紙2のとおり、その様式を定め、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通知に記載のとおり、社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)第9条第3号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととしているので、ご留意願います。

この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、財産目録及び附属明細書(施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。)」については、「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)及び関係通知で定める様式に従って届け出ることとします。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市(特別区を含む。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

別紙1

現況報告書(平成〇〇年4月1日現在)

1 (略)

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(3-6) 評議員全員の報酬等の総額 (前会計年度実績) (円)

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(3-2) 理事の役職 (注)

(3-12) 理事全員の報酬等の総額 (前会計年度実績) (円)

(注)「(3-2) 理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

略)のうち社会福祉法施行規則(中略)第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項(以下「現況報告書」という。)及び「同条第14号に掲げる事項(以下「社会福祉充実残額算定シート」という。)について、別紙1及び別紙2のとおり、その様式を定め、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通知に記載のとおり、社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)第9条第3号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととしているので、ご留意願います。

この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、財産目録及び附属明細書(施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。)」については、「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)及び関係通知で定める様式に従って届け出ることとします。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市(特別区を含む。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

別紙1

現況報告書(平成〇〇年4月1日現在)

1 (略)

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(3-6) 評議員全員の報酬等の総額 (円)

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(3-2) 理事の役職

(3-12) 理事全員の報酬等の総額 (円)

新規

「業務執行理事」とは、社会福祉法 45 条の 16 第 2 項第 2 号で規定する業務執行理事（常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。）である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(3-6) 監事全員の報酬等の総額 (前会計年度実績) (円)

5～9 (略)

10. 前会計年度に実施した会計監査 (会計監査人による監査に準ずる監査を含む) の状況

(1) (略)

削除

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業 (再掲) 含む）

(略)

12～15 (略)

記載要領

現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。

【共通事項】

(略)

【個別事項】

1. 法人基本情報

(1)～(12)略

(13) 法人のホームページアドレス

○ 貴法人のホームページアドレスを記載すること。ホームページがない場合は、空欄と

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(3-6) 監事全員の報酬等の総額 (円)

5～9 (略)

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1) (略)

(2) 会計監査人による監査報告書

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む） (再掲)

(略)

12～15 (略)

記載要領

現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。

【共通事項】

(略)

【個別事項】

1. 法人基本情報

(1)～(12)略

(13) 法人のホームページアドレス

○ 法人のホームページアドレスを記載すること。ホームページがない場合は、空欄と

とすること。

(14) 法人のメールアドレス

- 貴法人のメールアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを所有していない場合であって、「問い合わせフォーム」などの形を設けているときは、当該「問い合わせフォーム」の掲載ページアドレスを記載すること。メールアドレスも問い合わせフォームも所有していない場合は、空欄とすること。

(15) 法人の設立認可年月日

- 貴法人の社会福祉法人としての設立認可年月日を記載すること。

(16) 法人の設立登記年月日

- 貴法人の社会福祉法人としての設立登記年月日を記載すること。

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1) ~ (3-5) (略)

(3-6) 評議員全員の報酬等の総額 (前会計年度実績)

- 評議員全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除く)の総額(前会計年度の評議員に対して支出した実績額)を記載すること。

(3-7) (略)

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1) ~ (3-1) (略)

(3-2) 理事の役職

- 各理事の役職を「理事長」・「業務執行理事」・「その他理事」のうちから選択すること。(※)

(※) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を用いている場合も、法律上の名称に基づき選択すること。「理事長」とは、法第45条の13第3項で規定する者をいい、「業務執行理事」とは、法第45条の16第2項第2号で規定する者をいう。

(3-3) ~ (3-11) (略)

(3-12) 理事全員の報酬等の総額 (前会計年度実績)

- 理事全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除く)の総額(前会計年度の理事に対して支出した実績額)を記載すること。なお、職員給与を受けている理事

すること。

(14) 法人のメールアドレス

- 法人のメールアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを所有していない場合であって、「問い合わせフォーム」などの形を設けているときは、当該「問い合わせフォーム」の掲載ページアドレスを記載すること。メールアドレスも問い合わせフォームも所有していない場合は、空欄とすること。

(15) 法人の設立認可年月日

- 法人の設立認可年月日を記載すること。

(16) 法人の設立登記年月日

- 法人の設立登記年月日を記載すること。

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1) ~ (3-5) (略)

(3-6) 評議員全員の報酬等の総額

- 評議員全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等)の総額(前会計年度の評議員に対して支出した実績額)を記載すること。

(3-7) (略)

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1) ~ (3-1) (略)

(3-2) 理事の役職

- 各理事の役職を「理事長 (会長等含む。)」・「業務執行理事 (常務理事等含む。)」・「その他理事」のうちから選択すること。

(3-3) ~ (3-11) (略)

(3-12) 理事全員の報酬等の総額

- 理事全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より理事に対し支払われた報酬等)の総額(前会計年度の理事に対して支出した実績額)を記載する

が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、特例として、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を右のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこと（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、理事全員の報酬等の総額を記載した上で、右のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「特例有」・「特例無」のうちから選択すること。

(3-13) (略)

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1) ~ (3-5) (略)

(3-6) 監事報酬の報酬等の総額 (前会計年度実績)

- 評議員全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除く）の総額（前会計年度の評議員に対して支出した実績額）を記載すること。

(3-7) (略)

5~9 (略)

10. 前会計年度に実施した会計監査 (会計監査人による監査に準ずる監査を含む) の状況

(1) (略)

削除

11 (略)

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業 (再掲) 含む）

(略)

12、13 (略)

こと。なお、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、特例として、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を右のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこと（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、理事全員の報酬等の総額を記載した上で、右のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「特例有」・「特例無」のうちから選択すること。

(3-13) (略)

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1) ~ (3-5) (略)

(3-6) 監事報酬の報酬等の総額

- 評議員全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等）の総額（前会計年度の評議員に対して支出した実績額）を記載すること。

(3-7) (略)

5~9 (略)

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1) (略)

(2) 会計監査人による監査報告書

- 会計監査人による監査報告書を、現況報告書と併せて添付すること。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、当該システムに監査報告書をPDFファイルにより添付すること。

11 (略)

11-2. うち 地域における公益的な取組（地域公益事業含む） (再掲)

(略)

12、13 (略)

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) ①、②略

③業務内容

○ 以下の項目から、該当する業務内容を選択すること。

ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査（※）

イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援

ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援

（※）「ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査」を選択した場合、「10. 前会計年度の会計監査の状況」の項目において、「(1) 会計監査人による会計監査報告における意見の区分」を選択すること。

(2) (略)

15 (略)

その他留意事項

○ 現況報告書中、施行規則第10条第3項に掲げる「(法人の運営に係る重要な部分に限り)」は以下の項目とする。

1～11 (略)

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業 (再掲) 含む）：全項目

13～15 (略)

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) ①、②略

③業務内容

○ 以下の項目から、該当する業務内容を選択すること。

ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査（※）

イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援

ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援

（※）「ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査」を選択した場合、「10. 前会計年度の会計監査の状況」の項目において、「(1) 会計監査人による会計監査報告における意見の区分」を選択する とともに、「(2) 会計監査人による監査報告書」を添付すること。

(2) (略)

15 (略)

その他留意事項

○ 現況報告書中、施行規則第10条第3項に掲げる「(法人の運営に係る重要な部分に限り)」は以下の項目とする。

1～11 (略)

11-2. うち 地域における公益的な取組（地域公益事業含む） (再掲)：全項目

13～15 (略)